金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除	支払	
又は違約金の支払を	その他の金銭の支払を、解除をした者に対し、	
第三十七条の六第四項	第一項の規定による	顧客からの申出により
金融商品取引契約	特定金融サービス契約	
第三十八条第一号	金融商品取引契約の締結又はその勧誘	特定金融サービス契約の締結の勧誘又は媒介（特定預金等契約（特定保険契約に係るものを除く。次号において同じ。）の
第三十八条第二号	金融商品取引契約の締結の勧誘をする	特定金融サービス契約の締結の勧誘又は媒介を行う
第三十九条第一項第一号	有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）	特定金融サービス契約の締結
	有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）	特定金融サービス契約
	損失	損失（特定保険契約にあつては、当該特定保険契約が締結されることにより顧客の支払う保険料の合計額が当該特定保険契約が締結されることにより当該顧客の取得する保険金、返戻金その他の給付金の合計額を上回る場合における当該保険料の合計額から当該保険金、返戻金その他の給付金の合計額を控除した金額をいう。以下この項において同じ。）、第三項及び第五項
	ため	ため、特定預金等契約又は特定保険契約にあつては当該特定預金等契約又は特定保険契約によらないで、
第三十九条第一項第二号	有価証券売買取引等	特定金融サービス契約の締結
	有価証券等	特定金融サービス契約
	ため	ため、特定預金等契約又は特定保険契約にあつては当該特定預金等契約又は特定保険契約によらないで、

第三十九条第一項第三号	有価証券売買取引等	特定金融サービス契約の締結
	有価証券等	特定金融サービス契約
	ため、	ため、特定預金等契約又は特定保険契約にあつては当該特定預金等契約又は特定保険契約によらないで、
第三十九条第二項各号	有価証券売買取引等	特定金融サービス契約の締結
第三十九条第三項	として内閣府令で定めるもの	（特定預金等契約及び特定保険契約を除く特定金融サービス契約にあつては、内閣府令で定めるものに限る。）
	の提供	の提供（これらの行為のうち特定預金等契約及び特定保険契約に係るものを除く。）
第三十九条第四項	と金融商品取引業者等	と相手方金融機関
	第二条第八項第九号	金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号
第四十条第一号	金融商品取引行為	特定金融サービス契約の締結
第四十五条第二号	締結した	締結の媒介を行つた

第十二条の六第一号	貸付けの契約	貸付けの契約（貸金業貸付媒介業務（金融サービスの提供に関する法律（金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）が行う貸金業貸付けの媒介業務をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）
第十二条の八第五項	、貸付け	、貸付け（貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。以下同じ。）
第十五条第一項第一号	の商号	及び貸主（金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）が行う貸金業貸付けの媒介業務により顧客が締結する貸付けに係る契約の相手方をいう。以下同じ。）の商号

第三十二条　貸金業法第十二条の四から第十二条の九まで、第十四条（第四号を除く。）、第十五条から第十八条まで、第十九条の二から第二十条の二まで、第二十一条（第二項第五号を除く。）及び第二十二条の規定は、貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（貸金業法の準用）